

令和7年7月から景観条例（届出制度）がはじまります

この瓦版は、御前崎市の景観を維持・創出していく様子を、市民の皆様にお伝えするものです。景観まちづくりは、景観から「住民などが暮らしやすく、訪れやすくなるまちづくり」を行い、さらに「御前崎市の未来の子どもたちに残す」大事な取り組みです。ぜひご覧ください。

景観計画とは…

- 「景観法」に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」です -

御前崎市では、変化する社会情勢の中でも活力を維持・向上するため、景観の保全・創出に取り組む必要があると考えています。このため、令和2年4月1日、景観法第98条第2項に基づく協議により、静岡県から一部事務を移譲され「景観行政団体」となりました。今回、市民や事業者の皆さんと一緒に、良好な景観の保全・創出に取り組み、魅力あるまちを目指して景観のルールや支援策を示した景観計画を策定しました。



御前崎市全域と2つの重点地区の景観計画を策定しました

景観計画・景観条例は、
こちらのQRコードから
ご覧いただけます



■ 対象範囲



詳しくは裏面をご覧ください

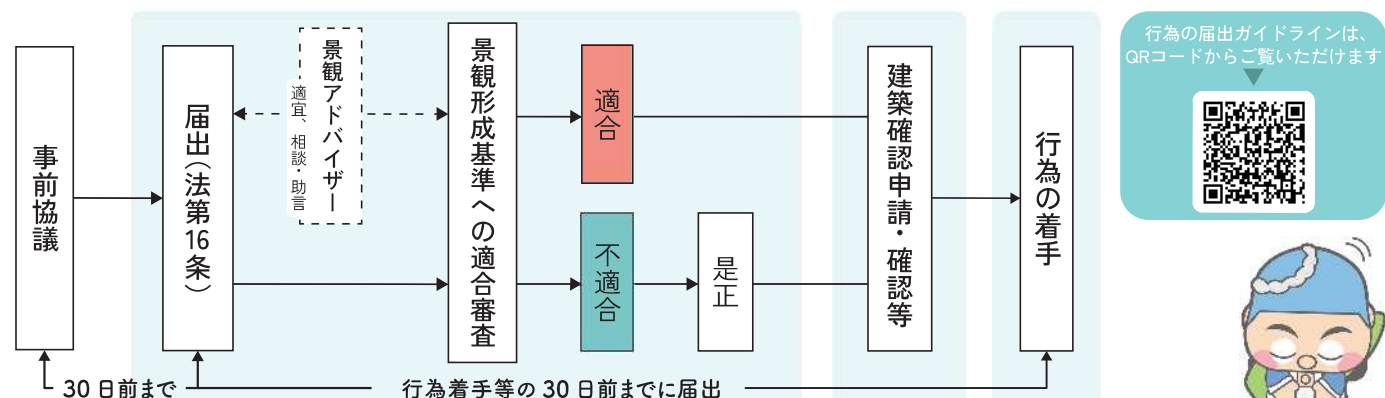
建築物・工作物の建築等を行う場合、届出が必要になります(7月1日～)

御前崎市景観計画では、景観上問題がある建築物等を防ぎ、良好な景観の形成に資するよう下記を設定しました。

- ① 届出対象行為（届出を要する行為やその規模）
- ② 景観形成基準（届出対象行為ごとに良好な景観形成へと誘導するための制限の基準）

また、行為を行う方とともに良好な景観形成へと誘導するためには、構想・計画段階から景観に関する検討が必要となります。このため景観法に基づく「行為の届出」に先行して事業主体と市等で「事前協議」を行い設計前に景観への配慮事項を調整していきます。

■ 届出の流れ



行為の届出ガイドラインは、
QRコードからご覧いただけます



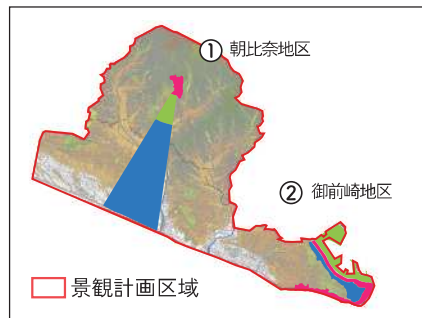
景観計画・景観条例の詳細



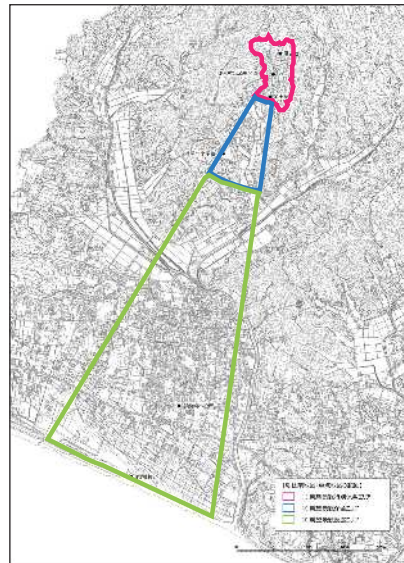
1. 対象範囲

「御前崎市全域」で届出が必要になります。「朝比奈地区・御前崎地区の一部」は、重点地区となるため、市全域と異なる要件で届出が必要になります。

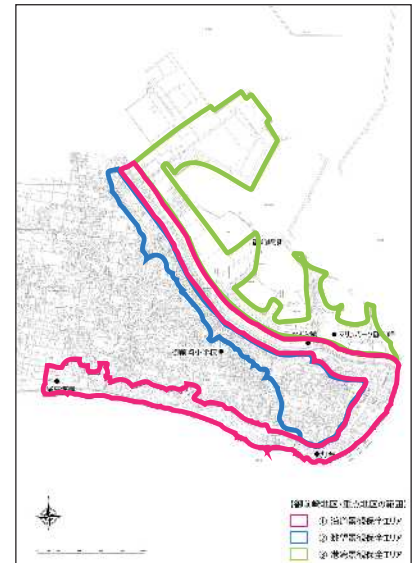
御前崎市全域



① 重点地区（朝比奈地区）



② 重点地区（御前崎地区）



各対象範囲の計画書は、QRコードからご覧いただけます

御前崎市全域



① 朝比奈地区



② 御前崎地区



2. 市全域の届出対象行為と景観形成基準（抜粋）

届出対象行為

行為の種別		届出対象要件
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更の行為		● 高さ 10m 超 ● 延べ床面積 1,000㎡ 以上 ※ただし、見付面積 1/2 未満の外観の変更の場合は、届出対象外
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	垣・柵・擁壁 その他これらに類するもの	● 高さ 3 m 超 ※ただし、見付面積 1/2 未満の外観の変更の場合は、届出対象外
	その他、以下の工作物 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等 ・高架水槽、物見塔等 ・電気供給のための電線路等 ・風力発電施設 その他これらに類するもの等	● 高さ 10m 超 ※ただし、見付面積 1 / 2 未満の外観の変更の場合は、届出対象外
	・太陽光発電事業	● 事業区域 1,000㎡ 以上（建築物の屋根または屋上へ設置するものを除く。）のもの。 ※ただし、見付面積 1 / 2 未満の外観の変更の場合は、届出対象外
開発行為 （都市計画法第 4 条第 12 号）	・都市計画区域	● 開発区域 3,000㎡ 以上
	・都市計画区域外	● 開発区域 10,000㎡ 以上
その他、土地の形質の変更（御前崎市土地利用事業）		● 事業区域 1,000㎡ 以上

景観形成基準：建築物（工作物等については、ガイドラインもしくは各計画書の QR コードからご覧ください）

項目	内容
配置	・周辺の地形やまちなみ等の景観の基調を確認し、目立った印象とならないような配置とするよう努める。
高さ	・背後の自然景観や周辺のまちなみ景観を阻害しない高さとなるよう努める。
形態意匠	・周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするよう努める。
	色彩 ・建築物の外壁や屋根は派手な色彩を避け、周辺の環境や隣接建築物等に調和した色彩とするよう努める。 マンセル値の規定に係わらない場合 ・木材や石材等の自然素材、レンガ、土壁、ガラス、銅等の金属材、コンクリート等の表面に着色していない素材により仕上げられる場合は、マンセル値の規定に係わらない。
緑化	・建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲に柵等を設ける場合は、生垣とするよう努める。
付属施設	・電気室、機械室、トイレ等は、目立たない位置に配置するとともに、建物本体と周辺景観と調和するデザインとするよう努める。